（法人の特定復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等に関する経過措置）

第六条　改正法附則第百条第二項に規定する財務省令で定めるものは、同項に規定する旧認定地方公共団体の交付する東日本大震災復興特別区域法施行規則第十五条第二項に規定する概要を記載した書面に新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により令和三年三月三十一日までに、取得又は製作若しくは建設をして、改正法附則第百条第二項に規定する開発研究の用に供することができなかったと認められる資産として記載された減価償却資産とする。

（法人の被災者向け優良賃貸住宅の割増償却に関する経過措置）

第七条　改正令附則第九条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧令第十八条の二の規定に基づく旧規則第六条の五の規定は、なおその効力を有する。

（再投資等準備金に関する経過措置）

第八条　改正法附則第百三条第二項の規定によりみなして適用する新法第十八条の三の規定の適用を受ける法人（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二条第三項第一号に規定する人格のない社団等を含む。）に係る改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第六条の六の規定の適用については、同条中「東日本大震災復興特別区域法施行規則」とあるのは、「東日本大震災復興特別区域法施行規則及び福島復興再生特別措置法施行規則の一部を改正する庁令（令和三年復興庁令第一号）第一条の規定による改正前の東日本大震災復興特別区域法施行規則」とする。

（連結法人が特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第九条　改正法附則第百七条第二項に規定する財務省令で定めるものは、同項に規定する旧認定地方公共団体の交付する東日本大震災復興特別区域法施行規則第九条第二項に規定する概要を記載した書面に新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により旧法第二十五条の二第一項に規定する指定期間内に、取得又は製作若しくは建設をして、改正法附則第百七条第二項に規定する旧産業集積事業又は旧建築物整備事業の用に供することができなかったと認められる資産として記載された旧法第二十五条の二第一項の表の第一号の第四欄に掲げる減価償却資産とする。

（連結法人の被災者向け優良賃貸住宅の割増償却に関する経過措置）

第十条　改正令附則第十三条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧令第二十三条の二の規定に基づく旧規則第九条の五の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「第六条の五各号」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和三年財務省令第二十七号）附則第七条の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（以下この条において「旧効力規則」という。）第六条の五各号」と、「第六条の五第二号」とあるのは「旧効力規則第六条の五第二号」とする。

（連結法人の再投資等準備金に関する経過措置）

第十一条　改正法附則第百十五条第二項の規定によりみなして適用する新法第二十六条の三の規定の適用を受ける新法第二条第三項第七号に規定する連結親法人又はその同項第三十三号に規定する連結子法人に係る新規則第九条の六の規定の適用については、同条中「東日本大震災復興特別区域法施行規則」とあるのは、「東日本大震災復興特別区域法施行規則及び福島復興再生特別措置法施行規則の一部を改正する庁令（令和三年復興庁令第一号）第一条の規定による改正前の東日本大震災復興特別区域法施行規則」とする。

○財務省令第二十八号

所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）及び租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和三年政令第百十九号）の一部の施行に伴い、並びに東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第十七条第二項第三号及び復興特別所得税に関する政令（平成二十四年政令第十六号）第十三条第五項の規定に基づき、復興特別所得税に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

復興特別所得税に関する省令の一部を改正する省令

復興特別所得税に関する省令（平成二十四年財務省令第六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第十七条第一項第七号」を「第十七条第一項第五号」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第十七条第二項第三号に規定する財務省令で定める事項は、同項第一号若しくは第二号に掲げる金額又はこれらの金額の計算の基礎に関し、参考となるべき事項とする。

第六条第二項中「第二十五条の十の十一第六項」を「第二十五条の十の十一第七項」に改める。

第八条第一項の表租税特別措置法施行規則の項中

「第十八条の十三の六第六項	又は同条第三項	又は同条第三項及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。以下「特別措置法」という。）第二十八条第一項又は第五項
所得税の徴収		所得税及び復興特別所得税の徴収

」を

「第十八条の十三の六第四項	又は同条第三項	又は同条第三項及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。以下「特別措置法」という。）第二十八条第一項又は第五項
所得税の徴収		所得税及び復興特別所得税の徴収

」に改める。